令和２年７月８日

保護者の皆様

大阪府立泉北高等学校

校　長　　西田　恵二

［COVID-19］生徒又は教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応について（お知らせ）

初夏の候、保護者の皆様には、益々ご清祥のこととお慶び申しあげます。

このたび、標記について大阪府教育庁より通知がありましたので、その概要についてお知らせいたします。引き続き、感染及び感染拡大防止にご理解とご協力を賜りますよう、また、生徒の皆さんに感染症り患の疑いが生じた場合は学校へもご連絡いただきますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

なお、感染の第２波・第３波が生じた場合、大阪府では、原則として一斉臨時休業は行わず、府立学校については「分散登校」と「オンライン授業」の組み合わせにより対応することとなっていますことを申し添えます。

記

Ⅰ　生徒又は教職員に感染者が確認された場合の基本的な対応

１　感染が判明した時点で、登校している生徒等がいる場合は、翌日からの臨時休業に関する連絡及び指示をしたのち、速やかに下校させる。なお、判明した日の部活動等の実施は不可とする。

２　保健所の指示及び助言を踏まえ、学校における感染症拡大防止に必要な対策及び学校運営上の体制整備を行うために必要な期間及び範囲として、感染が判明した日の翌日から原則として３日間、当該学校の全部を臨時休業とする（土日祝等の休日も含む）。

３　臨時休業期間中は、教育活動（部活動含む）の実施は不可とする。また、保健所により濃厚接触者（※）が特定されるまでは、外出を控えるよう協力をお願いする。

* 濃厚接触者とは、感染者が新型コロナウイルス感染症を疑う症状を呈した２日前から隔離開始までの間に接触した者のうち、

・「感染者」と同居あるいは長時間の接触（車内、航空機内等を含む）があった者

・手で触れることの出来る距離（目安として１メートル）で、必要な感染予防策なしで、「感染者」と15分以上の接触があった者　など

Ⅱ　個別の生徒への対応

１　生徒の感染が判明した場合、当該生徒を出席停止とする（期間は治癒するまで）。

２　生徒が濃厚接触者として確認された場合、当該生徒を、感染者と最後に濃厚接触をした日の翌日から起算して２週間の出席停止とする。

３　生徒の家族に濃厚接触者がいる場合、保健所等関係機関と相談したうえで個別に対応する。

【本件問合せ先】

大阪府立泉北高等学校

教　頭　中村　貴亮

TEL　072-297-1065（代表）